

1 1 月 定 例 会 議 員 提 出 議 案

(草津市議会会議規則第14条)

会第5号

「議員提出条例案」

令和6年12月20日

提出議案

会第 5 号 草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案 … 2

会第5号

草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を地方自治法(昭和22年法律第67号)第112条および草津市議会会議規則(平成9年草津市議会規則第2号)第14条の規定に基づき、次のとおり提出します。

令和6年12月20日

草津市議会議長

西村 隆行 様

提出者

草津市議会議員

福田 茂雄

賛成者

草津市議会議員

瀬川 裕海

土肥 浩資

西垣 和美

藤井 三恵子

八木 良人

田中 詩織

草津市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第52条 《現行どおり》</p> <p>第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条～第57条 《現行どおり》</p>	<p>第1条～第52条 《省略》</p> <p>第53条 職員もしくは職員であった者、第9条第2項もしくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者もしくは従事していた者または議会において個人情報、仮名加工情報もしくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者もしくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部または一部を複製し、または加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>または100万円以下の罰金に処する。</p> <p>第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画または電磁的記録を収集したときは、1年以下の<u>懲役</u>または50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第56条～第57条 《省略》</p>

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

改正理由

刑法等の一部が改正されたことに伴い、懲役・禁錮に代わる拘禁刑が創設されたことにより、草津市議会の個人情報の保護に関する条例中の文言を改める必要が生じたことから、改正を行うものです。